

令和7年9月24日
子ども・若者部

児童福祉法等の改正（虐待対応の強化）に伴う実施体制等の整備について

1 主旨

令和7年区議会第3回定例会に提案した、児童福祉法（以下「法」と言う。）等の改正に伴う関係条例の一部改正を踏まえ、今回の法改正で追加された虐待の通報義務等の対象施設・事業（以下「施設等」と言う。）について、以下のとおり実施体制を整備し、虐待の発生予防及び早期対応により一層取り組んでいく。

2 法改正の概要

下表の職員による虐待について、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ・都道府県による虐待の状況等の公表 等

※今回の法改正で追加された虐待の通報義務等の対象施設等（括弧付きは区が実施・管轄していないもの）

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、（特別支援学校幼稚部）、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、（妊産婦等生活援助事業）、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

3 法改正に伴う実施体制等の整備

国は法改正に伴い、保育所等における虐待対応等を定めたガイドラインを改訂し、新たに「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発出した。

区はこのガイドラインに基づき、既に児童相談所や保育施設等で実施している取組みを継続しつつ、今般、新たにに取り組む施設等を含め、関係部署間の連携を図りながら、以下のとおり実施体制を整える。

併せて、法改正の施行期日である10月1日までに、保育施設や幼稚園、新BOP学童クラブ、民設民営放課後児童クラブは元より、対象となる全ての施設等に対して、今回の法改正の概要及びガイドラインに基づく対応を周知徹底し、虐待の発生予防及び早期発見への意識の引き上げを促す。

（1）国のガイドラインに基づく対応

①虐待に関する通報窓口の設置・周知

今回の法改正で対象となる全ての施設等について、虐待または虐待が疑われる事案を発見した場合の通報窓口を電話やWEB（メール、電子申請）など複数の方法により設

置し、個別の通知や研修会での説明、区HPへの掲載などで利用者、施設職員、事業者に対しては元より、広く区民に向けても周知を行う。

②通報に伴う児童の安全確保及び事実確認等

通報を受けた場合は、児童の安全確保を最優先に、迅速な事実確認の実施や、施設内の環境改善を求める等の必要な対応を行う。

③施設等への指導又は助言

事実確認の結果、虐待に該当すると判断した場合は、施設等に対して、法に基づく権限等を適切に行使しながら、指導又は助言を行う。

④児童福祉審議会への報告（※）、及び同審議会の意見を踏まえた再発防止策の実施

虐待に関する事実確認の結果や、施設等に対する指導等の内容について、今年度は施設種別に応じて、既存の保育部会または措置部会への報告を行うとともに、両部会の意見を踏まえた再発防止策を実施する。

※所管行政庁は、施設等において発生した虐待に関する事実確認や施設等への指導等の措置を講じた場合には、児童福祉審議会（区においては、区長の附属機関として条例設置）へ報告しなければならないとされている（改正法第33条の15第1項）。

⑤虐待の状況等の報告・公表

区議会に対して、子どもの心身や権利を侵害する重大な虐待事案を随時報告するとともに、児童福祉審議会に報告した虐待事案及び区の対応を年一回報告する。

また、東京都に対して、虐待事案及び区の対応について定期的に報告する。

（2）関係部署の連携による虐待の発生予防及び対応力の向上

区において、すでに虐待対応の実施体制を整備している児童相談所や保育部門等、また公私立の枠を超えて教育・保育の人材育成等を担う乳幼児教育支援センターなど、既存の取り組みや資源を基礎としながら、今回新たに法に基づく対応の対象となった施設等を含め、ノウハウや事案を共有するなど連携を強化することで、区一丸となって虐待の発生予防、対応力の向上に取り組んでいく。

（3）児童福祉審議会の体制強化の検討

今般の法改正により対象施設等が追加されたことで、報告件数や開催頻度の増加、また新たな専門性等が必要になることが見込まれることから、専門的な知識を有する新たな人材の登用を始めとした児童福祉審議会の体制強化について、委員の改選時期である令和8年度当初からの実施に向けて検討を進める。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月1日 改正法（虐待対応の強化）の施行

区における新たな実施体制での虐待対応開始